

**吉田町通所型サービスB（住民主体による支援）及び訪問型サービスD（移動支援）について（平成29年11月21日版）**

通所型サービスB（住民主体の通所型サービス）とは

平成29年4月から開始した、新しい介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業において、地域住民の方々が主体となり、自主的・自発的に地域の介護予防に資する活動を展開する、通所型の介護予防事業。

●吉田町ふれあいデイサービス「かがやき」（通所型サービスB）

平成30年1月16日（火）スタート

特色：①住民ボランティアによる運営。支える側・支えられる側という関係ではなく、共に活動する・学ぶ場です。

②会場は、高齢者人材活用センター内。平成27年建設の新しい建物です。

③サービス提供時間は10時30分～15時00分

④月に1回程度、外出（外食）を計画。

日 時	毎週火曜日・10時30分～15時00分 ※祝日、年末年始除く
場 所	吉田町高齢者人材活用センター内（集会室・健康相談室）
利 用 料	200円 別途、昼食代500円（おやつ等含む）、お出掛け時の費用（外食や入場料等の実費）が必要
利用対象者	要支援1・2認定者、事業対象者（車いす可）
定 員	10名
ケアマネジメント	・ケアマネジメントB ・ケアマネジメントC （介護予防訪問介護相当サービスの利用者は、ケアマネジメントA、福祉用具等の利用者は、介護予防支援） ※ケアマネジメントCは実施に向け調整中
利用回数	制限なし （通所型サービスの利用回数：事業対象者・要支援1認定者は週1回、要支援2認定者は週2回の制限に関係なく利用できる）
他のサービスとの併用	・介護予防通所介護相当サービスとの併用は不可 ・通所型サービスAとの併用は可 ※通所型サービスAは実施に向け調整中

送迎	訪問型サービスD 実施機関：社会福祉法人杉の子（片岡杉の子園） 利用料：本人負担なし ※送迎を希望する方は、ケアプランに位置付けてください。
----	---

### 【利用方法】

- ①担当ケアマネジャー又は本人（家族）は、随時「吉田町ふれあいデイサービス（通所型サービスB）利用申込書兼同意書」を役場福祉課に提出。  
（ケアプラン・利用者基本情報は整い次第、すみやかに提出してください）
- ②福祉課からケアプラン・利用者基本情報を実施主体「かがやき」に提供。利用者には、実施主体「かがやき」から送迎等の件も含めて連絡が入る。  
（実施主体「かがやき」からご自宅への訪問又は電話にて説明）
- ③利用月の翌月1日又は2日までに実施主体「かがやき」からケアマネジャーに利用実績を報告。ケアマネジャーは地域包括支援センターに利用実績を提出。

※利用者のケアプランに変更が生じた場合は、再度福祉課に提出してください。  
 ※欠席される場合は、本人又はケアマネジャーから実施主体「かがやき」へ連絡してください。（本人から実施主体「かがやき」に欠席の連絡があった場合は、実施主体「かがやき」からケアマネジャーにも連絡をする）

※ 当日の欠席は9時30分までに

### 【参考】

#### ★ケアマネジメントC（案）

要支援者・事業対象者のうち、ケアマネジメントの結果、介護予防・生活支援サービス事業から一般介護予防事業・居場所・サロン等へ移行する場合。



- ・セルフケアに取り組めるようケアプランを作成（利用者本人が自身の状況、目標の達成等を確認）
- ・一般介護予防事業、居場所等に通えるよう支援（必要に応じて連絡・予約等を行う）

単価：300単位（1か月分のみ、総合事業サービス終了翌月）

#### ★訪問型サービスD

新しい総合事業の通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を別主体が実施する場合の送迎

